

官報号外

昭和二十七年二月二十八日

○第十三回 衆議院會議録第十六号

昭和二十七年二月二十八日(木曜日)
議事日程 第十五号
午後一時開議

第一 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の十部改正について承認を求めの件

第二 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き全閣選務管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き警察関係命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第四 日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第五 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き賠償関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第六 千九百二十二年一月二十三日に(一)で、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百

三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めの件

第七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き文部省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
議員木村小左衛門君の逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞は議長に一任するの動議(益谷秀次君提出)

第三條の規定に基き行政協定に關する決議
日程第一 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件

日程第二 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き全閣選務管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

日程第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き警察関係命令の措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 日本放送協会昭和二十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日程第五 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き賠償関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

日程第六 千九百二十二年一月二十三日に(一)で、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する

議定書並びに附屬書への加入について承認を求めの件
日程第七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第八 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き文部省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

午後一時四十七分開議
○議長(林隆治君) これより會議を開きます。

○議長(林隆治君) 御報告いたすことがあります。議員木村小左衛門君は、本日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際申意を表すため、益谷秀次君から發言を求められております。これを許します。益谷秀次君。

(益谷秀次君發言)
○益谷秀次君 たいま議長から御報告に相なりました故衆議院議員木村小左衛門君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。

今にわかに尊敬すべき先輩の訃報に接し、心から痛恨にたえないのであります。この際私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表いたし、つつしんで哀悼の辭を述べたいと存じます。(拍手)

木村君は、島根県大原郡大東町の御出身であります。父祖の名跡を継いで、幾多公共の要職につき、あるいは実業界の要職に立ち、若冠二十五歳にして大東町會議員となり、二十七歳にして大原郡會議員に選ばれ、その議長に推されるなど、青年時代より政治生活に身を投じ、その前途を眩望されておつたのであります。

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 故議員木村小左衛門君に対する益谷君の弔詞贈呈の動議及び哀悼の辭

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 行政協定に関する岡崎國務大臣の演説

大正十三年五月の総選挙には、憲政公認候補として、初陣にして首位の得票を占め、みごと本院議員に当選せられました。時に、同郷の先輩若槻副次郎氏は、憲政会の領袖として、つとに中央政界に名出をせられておりましたが、翌六月、若槻氏の入閣にあたり、君は選ばれてその秘書官となられたのであります。爾後、改選ごとに、常に高票をもつて当選せられました。当時、わが政党政治はその発展途上であり、この間における君の体験はまことに貴重なるものと申すべく、その多年の政治的訓練は終するに余りあり、君の今日ある、まことにゆきなきにあらずと存するのであります。(拍手)

昭和十五年、請われて郷里大東町の町長に就任、地方自治の発達と民利民福の向上に献身せられたが、戦後再び新たな抱負と希望をもつて本院に議席を占め、日夜精勵して、新日本の理想を達成するために献身せられました。引継ぎ國務大臣に列して農林大臣、内務大臣または建設院総裁、地方自治庁長官の重任を担当し、戦後日本の再建に幾多の業績を残されたことは、御承知の通りであります。

君は、賢性温厚篤実、温情に富む人となり、豊潤なる経験、卓抜なる識見は、つとに上下の信任するところであつて、戦後の民主政には最高顧問、現政進党に顧問として、もつぱらその權威を重んぜられておりました。君は、多年の政治生活を通じて、常にわが民主政治の確立を念とし、戦後の機運に乗じて、まず、わが民主政治の将来に多大の希望をもつて、終始建設的努力を続けられたのであります。勇健途上に踐まれた君の偉大な足跡は、まことに永劫不滅と申すべく、その崇高なる民主政治確立への至誠と熱情は、後進のいつてことごとく範とするところでありませぬ。(拍手)

同日、在職中十八年有餘に及び君の偉大な功績をしのんで、まことに無量の感慨に打たれるのであります。思うに、君が積年の政治的経験と信仰は、今にして再びその光輝を新たにし、独立後の日本に幾多奇蹟と云ふるべきを期待してしたのであります。君が、病風の冒すところ、君は遂にゆいて再び帰らず、われくは國家の大損失、一大不幸として、君の長逝を心から惜しむのであります。(拍手)

「君が偉業を送るにあたり、ついで哀悼の辞を述べ、衷心の申意を表する次第であります。(拍手)」

○議長(林護治君) ただいま益谷君から提出せられました勳章に御異議ありませんか。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて勳章は可決せられます。

ここに議長の手元において起誓いたしました文案を朗読いたします。

衆議院へ多年憲政ノ為ニ盡瘁シ盡ミ國務大臣ノ重任ニアタリ當テ本院副議長ノ職務ニ執掌サレタル議員正五位勳三等木村小左衛門君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
この弔詞の贈呈方は議長においてとりはからいます。(拍手)

日米安全保障條約第三條の規定に基く行政協定に関する岡崎國務大臣の演説
○議長(林護治君) 岡崎國務大臣から、日米安全保障條約第三條の規定に基く行政協定に關して発言したいとの通告がありました。この際、これを許します。岡崎大臣岡崎勝男君。
(岡崎大臣岡崎勝男君登壇)
○國務大臣(岡崎勝男君) 行政協定につきましては、かねてからラスタク大使、ジョンソン次官補一行と交渉して参りましたが、今朝、日米兩國政府間に完全に意見の一致を見まして、正午、協定の調印、附属文書の交換を終了を得ました。米側側の調印者はラスタク大使及びジョンソン次官補でありまして、日本側の調印者は私であります。

この行政協定は、外国軍隊の國內における配備の條件を定めるものであります。この協定は、互いに権利を主張し合ふものではなくして、日米兩國間の将来を勘案し、互いに現状に即して最も適當と思はれる協定の案を披露し、相互に相手方のなす了解すること、努め、かようにして最も合理的と思はれる協定案におくよう、日米双方において努力いたしました。その結果、兩國政府にとつて最も満足すべき協定を締結し得たと、ひそかに確信しておる次第であります。以下、交渉の経緯と、協定の大綱について説明いたします。

一月二十八日、ラスタク大使と非公式に會談して、交渉の進め方について打合せました。その結果、公式會議を開催するほか、一般的性質の事項については、両者間で随時非公式に話し合ふこととし、また技術的事項については、専門委員会を設けて、双方の専門家の間で討議させることになりました。二十九日、第一回の公式會議を開きました。それ以来十一回にわたり、公式會議を開催いたしました。公式會議後、その都度、日米間に意見の一致を見たり事項につきましては、その件名と内容の要約を発表して参りました。

専門委員会は二十回近く會合いたしました。ほかに起草委員会を設けて、案文の整備に当らせた次第であります。

協定は前文と本文二十九箇條からなつております。別に付属交換公文の一つあります。また正式の議事録があります。これは印刷でき次第、御要求の向

きに差出すつもりであります。

協定の第一條は、協定に使用される外國軍隊の構成員、軍服、家族と云ふ字句の定義を定めております。

第二條は、國民に非常に関係のある、米軍の使用に供する施設及び区域の決定の仕方定めております。この決定は兩國政府の合意によつてなされるものであります。個々の施設及び区域に関する合意がこの協定の効力発生の日までに成立実施されていなければならず、この協定によつて成立される合同委員会によつて協議決定することになつております。施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたものは、いつでも日本側に返還することになつております。また射撃場や演習場のような、必ずしも常時米國軍隊によつて使用されないものは、日本の政府当局及び國民が臨時に使用することができ、かつかような施設及び区域はこの協定の規定などの程度適用する場合は合同委員会で決定することになつております。なお付属の交換公文は、平和條約発効と同時に現在の占領徵発は終了し、爾後は兩國政府間の合意の基礎の上にも施設及び区域の使用を米軍において行い得るものであることを明らかにし、かつ施設及び区域の決定に強硬に行なうために予備作業班を設け、作業班の決定は、なるに従つて実施に移される旨規定しております。これは、お互いに誠意と熱

心を通はし合ふものではなくして、日米兩國間の将来を勘案し、互いに現状に即して最も適當と思はれる協定の案を披露し、相互に相手方のなす了解すること、努め、かようにして最も合理的と思はれる協定案におくよう、日米双方において努力いたしました。その結果、兩國政府にとつて最も満足すべき協定を締結し得たと、ひそかに確信しておる次第であります。以下、交渉の経緯と、協定の大綱について説明いたします。

一月二十八日、ラスタク大使と非公式に會談して、交渉の進め方について打合せました。その結果、公式會議を開催するほか、一般的性質の事項については、両者間で随時非公式に話し合ふこととし、また技術的事項については、専門委員会を設けて、双方の専門家の間で討議させることになりました。二十九日、第一回の公式會議を開きました。それ以来十一回にわたり、公式會議を開催いたしました。公式會議後、その都度、日米間に意見の一致を見たり事項につきましては、その件名と内容の要約を発表して参りました。

専門委員会は二十回近く會合いたしました。ほかに起草委員会を設けて、案文の整備に当らせた次第であります。

協定は前文と本文二十九箇條からなつております。別に付属交換公文の一つあります。また正式の議事録があります。これは印刷でき次第、御要求の向

きに差出すつもりであります。

協定の第一條は、協定に使用される外國軍隊の構成員、軍服、家族と云ふ字句の定義を定めております。

第二條は、國民に非常に関係のある、米軍の使用に供する施設及び区域の決定の仕方定めております。この決定は兩國政府の合意によつてなされるものであります。個々の施設及び区域に関する合意がこの協定の効力発生の日までに成立実施されていなければならず、この協定によつて成立される合同委員会によつて協議決定することになつております。施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたものは、いつでも日本側に返還することになつております。また射撃場や演習場のような、必ずしも常時米國軍隊によつて使用されないものは、日本の政府当局及び國民が臨時に使用することができ、かつかような施設及び区域はこの協定の規定などの程度適用する場合は合同委員会で決定することになつております。なお付属の交換公文は、平和條約発効と同時に現在の占領徵発は終了し、爾後は兩國政府間の合意の基礎の上にも施設及び区域の使用を米軍において行い得るものであることを明らかにし、かつ施設及び区域の決定に強硬に行なうために予備作業班を設け、作業班の決定は、なるに従つて実施に移される旨規定しております。これは、お互いに誠意と熱

心を通はし合ふものではなくして、日米兩國間の将来を勘案し、互いに現状に即して最も適當と思はれる協定の案を披露し、相互に相手方のなす了解すること、努め、かようにして最も合理的と思はれる協定案におくよう、日米双方において努力いたしました。その結果、兩國政府にとつて最も満足すべき協定を締結し得たと、ひそかに確信しておる次第であります。以下、交渉の経緯と、協定の大綱について説明いたします。

一月二十八日、ラスタク大使と非公式に會談して、交渉の進め方について打合せました。その結果、公式會議を開催するほか、一般的性質の事項については、両者間で随時非公式に話し合ふこととし、また技術的事項については、専門委員会を設けて、双方の専門家の間で討議させることになりました。二十九日、第一回の公式會議を開きました。それ以来十一回にわたり、公式會議を開催いたしました。公式會議後、その都度、日米間に意見の一致を見たり事項につきましては、その件名と内容の要約を発表して参りました。

専門委員会は二十回近く會合いたしました。ほかに起草委員会を設けて、案文の整備に当らせた次第であります。

協定は前文と本文二十九箇條からなつております。別に付属交換公文の一つあります。また正式の議事録があります。これは印刷でき次第、御要求の向

きに差出すつもりであります。

協定の第一條は、協定に使用される外國軍隊の構成員、軍服、家族と云ふ字句の定義を定めております。

第二條は、國民に非常に関係のある、米軍の使用に供する施設及び区域の決定の仕方定めております。この決定は兩國政府の合意によつてなされるものであります。個々の施設及び区域に関する合意がこの協定の効力発生の日までに成立実施されていなければならず、この協定によつて成立される合同委員会によつて協議決定することになつております。施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたものは、いつでも日本側に返還することになつております。また射撃場や演習場のような、必ずしも常時米國軍隊によつて使用されないものは、日本の政府当局及び國民が臨時に使用することができ、かつかような施設及び区域はこの協定の規定などの程度適用する場合は合同委員会で決定することになつております。なお付属の交換公文は、平和條約発効と同時に現在の占領徵発は終了し、爾後は兩國政府間の合意の基礎の上にも施設及び区域の使用を米軍において行い得るものであることを明らかにし、かつ施設及び区域の決定に強硬に行なうために予備作業班を設け、作業班の決定は、なるに従つて実施に移される旨規定しております。これは、お互いに誠意と熱

意をもつてやりますれば、すみやかにまとまるものと考えられますが、少くとも平和條約に定めるその効力発生後九十日という期間内にはできると確信しております。

第三條は、施設内及びその近傍において米側が持つ権利を定め、米側が施設及び区域外で行使されるような場合には、合同委員会を通じて米側政府で協議することとなつております。

第四條は、米側が日本に施設及び区域を返還する場合には、それが米側に提供されたときの状態に回復しなくてはならないこと及び日本が施設及び区域に加えられた改良または残された建物等に対し、米側に補償の義務がないことを明らかにいたしております。

第五條は、第八條は比較的事務的の規定でありまして、第五條は、米側の船舶、航空機等の移動、第六條は航空交通の管理、第七條は米軍の公務事業使用料等の問題、第八條は氣象観測上の問題を規定しております。

第九條は、米軍関係者の入国について規定しております。米軍関係の構成員は、日本の旅券に関する法令の適用を受けず、また軍隊の構成員、軍属、家族は、外国人の登録及び管理に関する日本の法令の適用を受けません。けれども、軍隊の構成員は身分証明書または旅行命令書を持行しなければなら

ないし、軍属及び家族は米軍当局が発給した適當な文書を携行しなければならぬことになつております。

第十條は、車両に関する規定であり、自動車と日本人の日常の接触面で、自動車というものが一つの大きな要素になつておりますので、こまかいことによりあります。が、登録番号、標識等について規定することいたしました。

第十一條は、輸入に関する規定であります。米軍関係、その公認の調達機関またはP・Xの工場、米軍関係の公用物、または軍隊の構成員、軍人、家族のため輸入する物品は、関税その他の課税を免除される原則をつつております。本條は、その他関税手続上の詳細な事項並びに日本現関当局が執行する法令に対する違反行為を防止するための日本当局及び米軍当局の間の協力について詳細規定しております。

第十二條は、米軍関係の日本における物資や労務の調達に関する規定であります。物資や労務の調達で、日本の経済に不利な影響を及ぼすおそれのあるものは、日本の権限ある当局との調整のもとに、かつそれが望ましい場合には、日本の権限ある当局を通じて、またその援助を得て調達することになつております。物資の調達に内閣免除を原則といたします。労務の調達につきましては、直接雇用か間接雇用かと

いことが問題になりましたが、協定では、そのどちらにも規定しないで、現地の労務に対する需要は、日本の当局の援助を得て、実情に即するよう充足することになつております。また雇用及び労働の条件、労働関係に対する労働者の権利等は日本の法令に定めるところによらなければならないことになつております。

第十三條は、米軍関係が日本で所有、使用、移転する財産については課税されないし、米軍の軍人、軍属、家族が日本の所得税の課税を受けないことを明らかにしております。もつとも、この免除は、日本における投資のため、もしくは事業を行うため所有される財産または日本で登録された財産には適用がありません。また、私有自動車に対する自動車税は免除されないものであります。

第十四條は、米軍関係との契約の履行のみを目的として日本に來る、通常米側に居住する者に対して、この協定の特定の條項の利益を享有させる趣旨のものであります。当初、先方は、これらの者も軍属として取扱ふとの希望でありましたが、わが方は、これらの者の活動に必要な限度において協定の利益を與えることを主張いたしました結果、この一條を設けて、その取扱ひを一まとめにしたわけでありました。米軍政府としては、従来もそうでありましたように、できるだけ現地の業者で

間に合せる方針であつて、どうしてもそれができない高度の専門技術を要するような場合にだけ米側から呼び寄せるとのことでありました。

第十五條は、米軍関係が軍人、軍属、家族の用に供するP・X等の施設を設けることを規定しております。

第十六條は、日本の法律を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治活動を慎むことが米軍関係の軍人、軍属、家族の義務であることを明白にいたしております。私は、今後日本に駐在する米軍関係の所屬員が本條の精神に十分徹せられることを期待してゐるのであります。

第十七條と第十八條は、国会においても、また國民一般も多大の関心を示されました。裁判官権限に関する條項であります。刑事裁判権につきましては、施設または区域の内外を問はず、日本人は日本の裁判権に、米軍関係者は米軍の裁判権のもとに服するよう、が原則であります。御承知のように、北大西洋條約当事国間には、昨年六月十五日、ロンドンで、軍隊の地位に関する協定という文書が締結されております。この方式は、各自の軍隊を有する同盟国間において、一國の軍隊が他國に駐屯する場合に起る裁判権の關係について相互平等主義を徹底した、最も確切的な方式であります。今次の交渉にあたりまして、この方式によることをわが方は強く希望いたしました。

間を合せる方針であつて、どうしてもそれができない高度の専門技術を要するような場合にだけ米側から呼び寄せるとのことでありました。

第十五條は、米軍関係が軍人、軍属、家族の用に供するP・X等の施設を設けることを規定しております。

第十六條は、日本の法律を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治活動を慎むことが米軍関係の軍人、軍属、家族の義務であることを明白にいたしております。私は、今後日本に駐在する米軍関係の所屬員が本條の精神に十分徹せられることを期待してゐるのであります。

第十七條と第十八條は、国会においても、また國民一般も多大の関心を示されました。裁判官権限に関する條項であります。刑事裁判権につきましては、施設または区域の内外を問はず、日本人は日本の裁判権に、米軍関係者は米軍の裁判権のもとに服するよう、が原則であります。御承知のように、北大西洋條約当事国間には、昨年六月十五日、ロンドンで、軍隊の地位に関する協定という文書が締結されております。この方式は、各自の軍隊を有する同盟国間において、一國の軍隊が他國に駐屯する場合に起る裁判権の關係について相互平等主義を徹底した、最も確切的な方式であります。今次の交渉にあたりまして、この方式によることをわが方は強く希望いたしました。

ころ、先方におきましても、主権上は異存はないけれども、上記の北大西洋條約協定がまだ合衆國において効力を発生していないため、前記のような方式を暫定方式として採用することになつた次第であります。前記の原則を採用しつつも、日本の國民感情に慮するまう可能な範圍において努力されたことは、交渉当事者として、私がここに申し上げてはばからぬところであります。

や詳細に規定を説明いたします。また、米軍関係の地位に関する北大西洋條約当事国間の協定が合衆國において効力を生じたときは、日本が申し入れれば、米側はただちに同協定の方式に従つて刑事裁判権に関する協定を締結したことを承諾いたしました。第十七條の1に、これが明白にされております。また行政協定が発効いたしましたから一年たつてもなお北大西洋條約が効力を生じていない場合には、米側は同じく刑事裁判権に関する問題を再考慮することになつております。

第十七條の5が、これを明らかにいたしております。従つて、この行政協定が定める刑事裁判権の方式は、短かければ数箇月、長くても一年間の暫定方式であることと願ふ承領したのであります。この過渡期間におきましては、米軍関係の軍人、軍属、家族は、日本國籍のみを持つ者は除外されます。日本で犯す罪につい

て規定しております。米軍関係の構成員は、日本の旅券に関する法令の適用を受けず、また軍隊の構成員、軍属、家族は、外国人の登録及び管理に関する日本の法令の適用を受けません。けれども、軍隊の構成員は身分証明書または旅行命令書を持行しなければなら

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 行政協定に関する岡崎國務大臣の演説

昭和二十七年三月二十八日 衆議院會議録第十六号 行政協定に關する露國國務大臣の演説

て、米國がもつばら裁判権を行使した
 します。日本人は、施設及び区域の内
 と外を問わず、その犯した罪につい
 ては、合衆國の裁判権に服する場合は
 絶対にあります。日本の当局は、施
 設及び区域外において、米國軍の軍
 人、軍属、家族の犯罪の既遂または未
 遂について逮捕することができま
 すが、逮捕したときは米國軍隊に引渡
 します。米國当局は、施設または区域
 内において、犯罪の未遂で日本人等
 捕した場合は、日本の当局に引渡すこ
 とになります。日米双方の当局は、自
 己の裁判権に關する刑事訴訟のため証
 人及び証拠を提供することについて協
 力し、かつ捜査を行うことについて相
 互に援助することになっております。

また、さらにまた、日本政府が米國の
 裁判権の放棄を特に重要と認めるもの
 について、日本の当局がこれを要請し
 たときには、この要請に好意の考慮を
 與へることになっております。米國の
 裁判権の放棄があつたときは、日本國
 が裁判権を行使することは当然であり
 ます。以上明らかなごとく、これは日
 本の法律が国内全部に適用されること
 と相まつて、いわゆる治外法權のもの
 ではないことは明瞭であります。

民衆裁判権について説明いたしま
 す。第十八條の規定であります。民事
 裁判権は日本にあります。少しく詳し
 く説明いたしますと、兩國政府は、そ
 の軍人または政府職員が公務執行中
 こうむつた負傷または死亡について
 は、負傷または死亡が公務執行中の他
 方の軍人または職員によるものである
 とときは、相互に請求権を放棄いたしま
 す。兩國政府は、日本において所有する
 財産につきましては、その損害が公務
 執行中の他方の軍人または政府職員に
 よるものであるときは、相互に請求権
 を放棄いたします。公務執行中の米國
 軍隊の軍人もしくは被用者の作爲、不
 作爲または米國軍隊が法律上責任を有
 するその他の作爲、不作爲、事故で第
 三者に損害を與へた場合は、日本側に
 おきましては、日本の法令に従つて審
 判、解決または裁判し、決定された補
 償金はまず日本で支拂ひ、それに要し
 た費用は、後日兩國政府が合意した條

件で分担することになっております。
 この公務執行により第三者に與へた損
 害に対する補償に關する日米兩國間に
 おける費用の分担の條件は、合同委員
 會等において決定することになってお
 ります。

最後に、日本人として多大の関心を
 持つ点、すなわち日本における公務執
 行でない不法の作爲または不作爲で、
 米國軍隊の軍人または被用者に対する
 ものについては、次のような方法で処
 理されることになっております。すな
 わち、日本の当局でかような事件に対
 するすべての事情を考慮して、公正に
 請求を審査し、補償金を査定し、報告
 書を作成いたします。報告書は米國の
 当局に交付いたします。米國当局は、
 遲滞なく證據料を支拂うかどうか、支
 拂ふ場合にはその額を決定します。請
 求人が、その請求の完全な弁済として
 これを受諾するときは、米當局は、
 から支拂ひをし、その旨を日本当局に
 通知することになっております。もつ
 と、以上の方法は、請求の完全な弁
 済として支拂ひが行われ、既り、軍
 人または被用者に対する日本裁判所の
 裁判権に影響を及ぼすものではありません。
 せん。なお米國軍隊及び当局は、日本
 裁判所における民事訴訟について証人
 及び証拠を提供すること、施設及び区
 域内での日本の法律に基き強制執行を行
 うことについて日本裁判所に協力する
 ことになっております。また米國軍隊

の物資及び勞務の調達に關する提供か
 ら生ずる紛争で、契約当事者によつて
 解決されないものは合同委員会の調停
 に付託することができることも明らか
 にいたしてあります。

第十九條ないし第二十二條は、これ
 また比較的事務的の規定でありまし
 て、第十九條は外圍為替管理令、第二
 十條は軍票の使用、第二十一條は軍事
 郵便局、第二十二條は日本に在留する
 米國人の予備役編入等の規定でありま
 す。

第二十三條は、米軍、その構成員
 等の安全を確保するため日本側が協力
 すべきことを定めたものであります。
 これについては立法措置を講ずる必要
 があるものもありますので、關係法案
 について御審議をお願いすることにな
 りております。

第二十四條は、日本区域で敵対行為
 が現に起つたとか、今にも起りそう、だ
 とかという場合に關する規定でありま
 す。元來、安全保障條約は、そのよう
 な事態が起らないようにするために、
 少くともその可能性をできるだけ少く
 するために締結されたものでありま
 す。それでも絶対に起らないと断定す
 ることができないことは申すまでもあ
 りません。逆に、そういう可能性がい
 くらかでもあるからこそ安全保障條約
 が必要になつたのであるとも言ふこと
 ができるわけでありませぬ。従つて、そ
 ういふ場合にどうするかといふことに

ついては、少くとも原則は明らかにし
 ておくべき筋合ひであると思つてあ
 ります。そこで、この協定では、そう
 いふ場合には、日米兩國政府は、日本
 防衛のため必要な共同措置をとるため
 及び安全保障條約第一條の目的を遂行
 するため、たまたちに協議すべきことを
 定めております。これは当然で、別に
 規定を要しないほどのことでありませ
 ぬが、現実の場合をあれこれと考へし
 て、あらかじめこまかい規定をしてお
 くことはできないのでありますので、
 具体的の場合に最も適切な措置をとる
 ほかはないのであります。そのために
 は、たまたちに協議し、緊密に連絡協
 して行く趣旨の規定にとどめた次第で
 あります。

第二十五條は、経費に關する規定で
 あります。これについては、すでに大
 蔵大臣から内容について説明がありま
 したから、詳細はこれを差控えます。
 この規定は、要するに日本は、この規
 定の目的のために、米軍が使用する施
 設及び区域を、協定の存続期間中、米
 國に負担をかけることが提供し、かつ施
 設及び区域の所有者及び提供者に補償
 を行うこと等、定期的に再検討した結
 果、新たなとりきめをするまでの間、
 米國が輸送その他の服務及び物品を日
 本で調達するため、日本政府は年額一
 億五千五百万ドルに相當する円貨を提
 供することの義務を負うが、それ以外
 のすべての経費は、この協定の存続期

間中、米國が負担することが明かかにされております。

第二十六條は、合同委員会に關する規定であります。これは、この協定の實施に關して協議を必要とするものは何でも協議する機關であります。特に施設及び区域を決定し、これを變更することとその重要な任務とするものであります。合同委員会は、日米それぞれ一名の代表者で構成し、これに代理及び必要な職員をつけることになつております。この合同委員会で処理し切れない問題は、政府間の交渉に移すことになつております。

第二十七條は、効力の発生に關する規定であります。この協定は、安全保障條約と同時に効力を生ずることによつてきものであることは申すまでもありません。しかしながら、この協定には、それを實施するために予置及び立法上の措置をとる必要のものがあつて、従つて、このようなものについては、必要な措置を立法機關に求めることを約束しておるのであります。政府の歴史の言明もあり、この点について明文の規定を協定中に設けることとした次第であります。

第二十八條は協定の改正に關する規定であります。この種の協定にあつては、実際にやつてみて種々の改善の余地の発見される面も出て来るものがあつて得るわけでありまして、當然のことながら、その場合にも、どうも

ら側でも、この協定のどの條項についても、いつでも改正を要求することができ、その場合には、適當な條路を通じて交渉することを明らかにした次第であります。

第二十九條は有効期間に關する規定でありまして、効力発生の場合と同様、安全保障條約の有効期間と同じにすることになつております。

以上が行政協定の大概であります。この種の協定は、相互に相手方の立場を尊重し、相互に信頼の精神をもつて當らなければならぬものであるし、また協定をつくつてみたところで、口實に運用できるものでないことは、申すまでもないのであります。今回の協定についても、政府としては、互譲の結果妥當なところにおつたといつて考へるのであります。日本國民と米軍の双方がこれをよく守つて行くならば、日米兩國間の融和協調を確保するに足り、また安全保障條約の根本目的の達成を保障するに足ると信ずるのであります。

以上をもつて御報告を終ります。(拍手)

○福永健司君 國務大臣の演説に対する質疑は延期し、明二十九日定刻より特に本會議を開き、これを行ふこととせられんことを望みます。

○議長(林護治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごく決しました。

第一 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件
○議長(林護治君) 日程第一、漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長川村善八郎君。

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件
内閣は、漁港法第十七條第一項の規定により、漁港整備計画の意見を採択して農林大臣から提出せられた別紙漁港整備計画の一部改正を提出のとおり決定したので、同條第二項の規定に基づき、國會の承認を求め。(別紙)

漁港整備計画の一部を次のとおり改正する。
漁港整備計画の二、計画(イ)中
第一種漁港一五二港、第三種漁港六港、第二種漁港一五一港、第三種漁港六港(港に改め)、(ハ)整備漁港第二種漁港和歌山の項中「二」江川、(イ)留施設、水域施設。「一」を削り、同項中の「西浜」を「高松」に

改め、第三種漁港和歌山の項中本項の次に「二」田辺けい留施設、水域施設。「一」を加える。

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔川村善八郎君發聲〕

○川村善八郎君 ただいま議題となりました、漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件につき、そのおもなる内容と、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

まず本件の提出理由並びにその概要について申し上げます。和歌山県田辺市所在の江川漁港について、漁港利用上及びその効果的運営をはかる上から、区域を拡張して、近接せる二つの漁業根拠地を包含した一つの漁港区域とし、田辺漁港と改称して運用するのが適切であるので、第二種江川漁港を、利用範圍が全國的な第三種田辺漁港にいたし、また香川県高松市西浜町所在の西浜漁港については、その実情にかんがみ、名称を高松漁港に改正することが適當と思はれますので、農林大臣は、さきに第十四回國會において承認を受けた漁港整備計画の一部を去る一月二十五日改正いたしましたのであります。従ひまして、この漁港整備計

画の一部を改正したことにつき、漁港法第十七條第二項の規定に基いて國會の承認を求めて来たものであります。本件は、二月十八日、本委員会に付託となり、二十三日、政府當局より提出理由の説明を聞きましたが、その内容はきわめて簡明であり、趣旨においても適當なものでありますので、質疑もなく、討論を省略して、ただちに採決をいたしましたところ、全会一致をもって本件はこれを承認することに決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(林護治君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第二 ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に關する件に基き、全國選挙管理委員會閣僚諸命令の廃止に關する法律案(内閣提出)
第三 ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に關する件に基き、警察關係命令の措置に關する法律案(内閣提出)

○議長(林護治君) 日程第二、ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に關する件に基き、全國選挙管理委員會閣僚諸命令の廃止に關する法律案、日程第三、

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めの件、ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に關する法律案外一件 一六七

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案外一件 一六八

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長金光義邦君。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。
政治犯入等の資格回復に関する件

に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二十年勅令第七百三十一号)

衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二十一年内務省令第二十三号)

公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件(昭和二十二年内務省令第二十五号)

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律

銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三三十四号)は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔金光義邦君発言〕

○金光義邦君 たいがい議題となりまして、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、先般講和條約の締結に伴いまして、政府がポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定した、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

定いたしました全閣選管管理委員会関係の諸命令を整理することを目的としてのものでありまして、これらの諸命令としては、第一、昭和二十年勅令第七百三十一号、第二、昭和二十一年内務省令第十三号、第三、昭和二十二年内務省令第二十五号の三つがあります。これらの命令は、公布當時すでにその目的を達成し、もはや將來適用されることのない現在におきましては、これを整理することが適當でありますので、そのためにこの法律案が提案せられたのであります。

本委員会におきましては、昨年十二月十四日、本案の付託を受け、慎重審議の結果、以上の見地から本案を適當のものとするべく二月二十六日、討論の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案につき、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定せられておりますところの昭和二十五年政令第三三十四号銃砲刀剣類所持取締令を、そのまま本案によつて、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から將來にわたつて法律として存続せしめようとするものであります。御承知の通り、現在右の取締令により

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

まして、銃砲及び刀剣類は、法令に基き職務のために所持するとき、狩猟等の用途に供するものとして公安委員会の許可を得たとき、美術品として価値あるものとして文化財保護委員会の登録を受けたものを所持するとき、固ま

たは地方公共団体の職員が試験もしくは研究のため、または公衆の視察に供するための所持するときの各場合を除いては、その所持は禁止せられておるのであります。このような内容の政令は、平和條約の発効後も社会公共の秩序を維持する上からも必要でありまして、本案が提出されたのであります。

本委員会におきましては、昨年十二月十四日、本案の付託を受け、慎重審議を行いました結果、二月二十六日討論を行い、自由党を代表して河原委員より賛成の意見が述べられ、また床次委員は改進黨を、大矢委員は社会党を代表して、それら、本法案の内容容については国民生活の自由に関するところが多いため、法の運用については十分幅を持たせ、適切な運用をなすべき要理を当局に希望しつつ賛意を表されました。立花委員は共産党を代表して反対の意を表されましたが、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林達治君) 討論の通告があります。これを許します。立花敏男君。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

○立花敏男君 共産党は、ただいま提案せられた最初の法案に対しては賛成であり、次の法案に対しましては絶対に反対であります。

そも、地球の上には存在いたしません戦争には、まったく相反します二つの戦争がありまして、一は資本主義の側から行われる戦争であり、他の一つは社会主義、人民民主主義の側から行われる戦争であります。最初の資本主義の側から行われる戦争に対しまして、これに従軍いたします軍隊は侵略軍であり、社会主義、人民民主主義の側から行われる戦争に従います軍隊は解放軍であります。この二つの戦争と二つの軍隊を区別いたします基準は、その戦争が、あるいはその軍隊が、国民に対して弾圧を加え、あるいは收賂を加えるか、国民の利益を守り、国民の解放のためにする戦争であるかどうか、これがこの二つの戦争と二つの軍隊のわかれでありまして、二つの軍隊が日本に参りまして、二つの武装解除を行った。東條の軍隊に対する武装解除、またそれを支持しておりましたところの日本の警察軍に対する武装解除、これが進駐軍が行つた一つの武装解除であります。しかし、同時に、彼らは日本国民に対する武装解除を行つたのであります。解放軍は決して他の国民の武装を解除するものではありません。しかるに、ただいま

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全閣選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

になりまして、この進駐軍が行つた二つの武装解除の結果はどうなつておるか。明らかに、かつての東條の軍隊以上の再武装が現在吉田内閣によつて行われておるのではないか。しかも、二たび武装を解除されました日本の警察官は、最初に持つておりましたこん棒のほかに、優秀なるアメリカのピストルと、アメリカの機関銃を持つて再武装されておるのではないか。しかも、日本の国民に対する武装解除だけは、依然として永久に存続させようとしておる。ここにこの法案の完全な反動性を見出し得るのであります。

今や、日本の国民はまづ裸にされまして、飢えたるおおかみの前にほうり出されておるのである。今や、日本の国民は重大なる攻撃の危機の前に立たされておるのであります。御承知のように、千住の富士銀行のギャンブルは今に至るまでつかまらない。その後、米兵による強盗、殺人、あらゆる犯行がきびすを接して起つておるのではないか。しかも、この際日本の警察は何と言つておるか。警官は、これに對して発砲することを禁ぜられておると言ひ、砲撃隊長あるいは砲視總監は、これを逮捕することができないと言ひ、齋藤團長は、またその氏名、住所、あるいはその階級さえ知らされてないと言つておるではないか。最も日本の治安の責任者である木村法務総裁は、この事件に對して何ら責任がない

と言つておる。こういうことで、どうして國民がみずから守ることができぬのか。今や、明らかに國民の身体も生命も財産も完全に飢えたるおおかみの前に提供せられておる。これを守るべき一切の日本の治安機構はあけて外國の隷屬下に置かれておるのである。こういうことで、どうして諸君は國民に武器を捨てろと言ふことができるか。日本の警察予備隊はバズーカ砲を持つておる。最近、進駐軍は、日本の軍需工場に對して追撃砲を注文しておる。このバズーカ砲は、決して戦車に對して撃つバズーカ砲ではないのである。群衆に對して撃つと言つておる。日本の國民に對して、バズーカ砲を彼らは用意しておるのである。しかも、國民に對しては、わずか十五センチのナイフを持つておれば、それを取締るといふのである。いかに残虐なる植民地的な状態に日本の國民を陥れておるかということが明白ではないか。

しかも、現在の日本における駐屯軍、占領軍の状態はどうであるか。朝鮮の職線が急迫するやいなや、朝鮮における戦争の失敗が明らかになるやいなや、日本の占領軍は、日本にいるところの軍隊は、明らかに——な色彩を帯びて來ている。東京の管区だけで三百人の逃亡兵がいるといつておるではないか。これが神田に、浅草に、千住に、新宿に、毎日々々つたたく——をやつておるのではないか。こ

れこそ、わが國が治安上最も解決せなければならぬ根本的な問題である。しかも、これに對して日本の警察官は何ら一指も働けるところがない。しかも、千住の銀行ギャンブルと目を同じくして行われましたところの難谷の学生の徴兵反對デモに對しましては、警察はわずか二十名の學生に對して五百名の武装警官をもつてこれを弾圧し、ギャンブルを逮捕しない警察官が、数十名の日本の愛國學生を逮捕したてはないか。

以上のような治安の乱れは何に起因しておるか。今まで続けられた過去数年の占領行政のまづたく失敗の結果といわなければなりません。日本國民は、このような残虐な法案に對しては断固として立ち上るべきであります。いくら諸君が國民から四寸五分のナイフを奪つても、かつての琉球が外敵のために完全に全部の武器を奪われたときでも、琉球の愛國者は唐手で立ち上つた。日本の國民は、日本の國民であるという、やまと魂のあたたかい血が自分のからだの中に流れている。以上は、断固として最後まで立ち上りまして、諸君らの踏襲と弾圧を粉砕することを宣言します。

まづ日程第二につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしで呼ぶ者あり〕
○議長(林讓治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。
次に日程第三につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(林讓治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
○議長(林讓治君) 日程第四、日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長田中重彌君。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書。
〔最終号の附録に掲載〕
日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔田中重彌君登壇〕
○田中重彌君 たいまい議題となりました日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關し、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は、旧社団法人日本放送協會の一切の権利義務を承継して発足いたしました日本放送協會の最初の会計年度たる昭和二十五年六月一日より昭和二十六年三月三十一日までの十箇月間における決算に關するものであります。放送法第四十條第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣より去る一月二十四日國會に提出されたものであります。

まづ議案の概要について申し上げます。財産目録及び貸借対照表によりますと、昭和二十六年三月三十一日現在の資産總額は三十四億五千八百八十四万九千九百九十九円、負債總額は十二億二千二百二十三万三千九百九十九円、差引資本として剰余金に計上せられます金額は二十二億四千六百六十二万六千九百九十九円、損益計算書によりますと、昭和二十五年六月以降十箇月間の事業収入は三十二億三千二百九十九万三千九百九十九円、事業支出は三十一億八千九百九十九万四千九百九十九円、差引当期剰余金は四千九百九十九万四千九百九十九円、これは前申しました貸借対照表の剰余金に加算されているのであります。

昭和二十七年二月二十八日、衆議院會議録第十六号、日本放送協會昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案外一件

一七〇

本議案に添付されてい、説明書には、資産、負債の増減の内容及び損益と收支予算との比較を述べているのであります。それによりますと、旧社団法人日本放送協会よりの承継額に比べ、資産は再評価益二千億八千四百十五万一千余円を除いて二億九千七百七十七万三千余円を増し、負債は三億四百七十三万三千余円を増しているものであります。また損益は、收支予算との比較におきまして、収入につき三百二十九万八千余円の減、支出につき、建設工事に関する工事特別雑損を別とし、三百九十二万三千余円の減を示すのであります。

なお、本件には会計検査院の検査結果を添付されていのであります。それには、会計検査院において改善させたもの二件及び改善を必要と認められるもの五件を列挙してあるのであります。

電気通信委員会においては、一月二十五日、本議案の付託を受けまして、二月十四日、十五日、十九日及び二十六日の四回にわたり会議を開き、政府及び会計検査院の説明を聴取し、特に多考人として日本放送協合理事の出席を求め、政府及び協会に対して質疑を行い、慎重審議を重ねたのであります。この間に行われました説明または質疑応答は、本件は会計検査院の検査について政府出資の法人と趣を異にする点、また本件の根拠とする最初の

收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法附則第九項の特例により電気通信大臣の認可をもつて団体の承認にかえなものであること、さらにまた本件に関する協会の会計経理の手續、準則等は、旧法人より承継、移行後なお整理の過渡期にあつたこと等の事情をめぐり、会計検査院の指導、政府の監督及び協会の処理基盤その他広汎多岐にわたつたのであります。その詳細は會議録に譲ります。

かくして、委員会は二月十九日質疑を打ち切り、二月二十六日の會議において、自由党橋本委員より、未拂金不計上二件、目的外投資一件、計五件に適當二件、過大再評価一件、計五件について適當を得ないものと認め、将来の改善方につき政府の善処を促すとともに、その他については異議なきものとする旨の動議が提出されたのであります。

次に、討論を省略して採決の結果、多数をもつて自由党橋本委員の動議の通り議決いたしました次第であります。以上をもつて御報告いたします。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

第五 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第六 千九百二十二年一月二十三日に「ラグで、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに(附屬書)の加入について承認を求めめるの件

○議長(林義治君) 日程第五、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案、日程第六、千九百二十二年一月二十三日に「ラグで、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに(附屬書)の加入について承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。外務委員長仲内憲治君。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第一條 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合同最高司令官の要求に基き、」を削る。

(將來存続すべき命令)

第二條 前條に規定する命令は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(特定財産管理令の廃止)

第三條 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)は、廃止する。

(特定財産管理令の廃止に伴う経過規定)

第四條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、日本國との平和條

約の最初の効力発生の日から施行する。

2 賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「及び稅務署」及び「及び稅務署長」を削る。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「並びに特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の施行に関する事務を削る。

第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

千九百二十二年一月二十三日に「ラグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及

び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めらるる件

千九百二十五年二月二十三日(ヘーグ)で、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらるる。

〔千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書は最終号の附録に掲載〕

千九百二十二年一月二十三日(ヘーグ)で、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び

昭和二十七年三月二十八日 衆議院會議第十六号

議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めらるる件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中内閣治政〕

○中内閣治政 たいま議題となりました。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き賠償関係諸命令の措置に関する法律案に関し、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案を提出いたしました政府当局の説明に基きまして、本法案の概要を申し上げますと、要点は次の二点になるようであります。

その第一点は、昭和二十六年政令第四〇号の一部改正、すなわち朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正するものでありまして、同政令の目的として、同共済組合の整理がなお半箇年余を要する見込みであり、従いまして、その整理の完了は当然に平和條約発効後と思われまので、このいわゆるポツダム命令を引続き法律として効力を有することく措置したいといひのであります。

その第二点は、昭和二十一年勅令第二百八十六号特定財産管理令を廃止せんとするものであります。特定財産とは、特定人、すなわち連合國最高司令官から戦犯犯罪容疑者として逮捕、拘禁または拘留することを要するも

のと指定されました者、すなわちこの特定人が有するすべての財産及び特定人が支配する財産でありまして、内閣総理大臣の定めるものであります。従いまして、特定人の裁判が確定するまでの間これを管理し、現状の変更を禁止し、特定人に関する証拠の隠滅を防止し、特定人に財産刑が科せられた場合に対処するために財産の散逸を防ぐことを目的としたしたものがこの特定財産管理令であります。

ところが、平和條約には特定人の逮捕等を要求する明文が特に規定されておらず、かつ現在発せられている連合國最高司令官の指令も平和條約発効と同時にその効力を消滅しますが、現在の特定財産管理を継続する必要がなくなりまので、平和條約発効と同時に、政府は同令を廃止しようといひのであります。

本法案は一月二十二日に本委員会に付託せられましたので、本委員会は、二月六日、十三日、二十日、二十七日にわたり、本案件に関し慎重に審議いたしました。この審議の詳細については、これを委員会議録に譲ることといたします。

政府当局に対する質疑終了の後、討論に移り、自由党の佐々木委員、改進黨の並木委員、社会党の戸叶委員等より賛成の意見が述べられ、共産党の林委員より反対の意見が述べられ、まして討論を終り、採決の結果は、多数

をもつて本委員会は政府提出の原案の通り可決と決定いたしました。

次に千九百二十二年一月二十三日(ヘーグ)で、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めらるる件に關し、本委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案の承認を求めらるるために本国会に提出いたしました政府当局の説明に基きまして、その概要につき説明いたしますと、わが國は平和條約に關して二つの宣言を行つておるのであります。その第一の宣言の二におきまして「日本国政府は、実行可能な最短期間に、且つ、平和條約の最初の効力発生の後一年以内に、次の國際文書に正式に加入する意思を有する。旨を規定し、その(一)において本件が明示されておるのであります。

職前、阿片及び麻薬に關しては、次の六組の條約が締結されております。すなわち、その一は、一九二二年一月二十三日(ヘーグ)で署名された國際阿片條約及び最終議定書、その二は、一九二五年二月十一日にジュネーヴで署名された第一阿片會議協定、議定書及び

最終議定書、その三は、一九二五年二月十九日にジュネーヴで署名された第二阿片會議協定、議定書及び最終議定書、その四は、一九三一年七月十三日にジュネーヴで署名された麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約、署名議定書及び最終議定書、その五は、一九三一年十一月二十七日にバンコックで署名された阿片吸食防止に関する協定及び最終議定書、その六は、一九三六年六月二十六日にジュネーヴで署名された危険藥品の不正取引の防止に関する條約、署名議定書及び最終議定書、以上であります。

わが國は、一九三六年に署名された危険藥品の不正取引の防止に関する條約を除いた他の五つの條約、協定及び議定書に加入してしたのであります。が、これらの條約、協定及び議定書は、國際連盟に一定の任務を與えていたのであります。ところが、國際連盟が解消した結果といたしまして、わが國が、従來のこれらの諸條約に基いて國際關係に協力して行きますことは、國際連盟諸機關に關する限り、事實上不可能となつておるのであります。従いまして、わが國がこの議定書に加入することによりまして、再び法律上も事実上と合致する國際協力關係を回復することになるのであります。

わが國のこの議定書への加入は、第六條に従つて、正式文書による受諾書を國際連合事務總長に寄託することに

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議第十六号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

よつて行われるのであります。従いまして、この寄託と同時に、この議定書の本文及びわが国が当事国である四條約を改正している付属書第一項ないし第四項(わが国に対して効力を生ずること)になるのであります。しかし、わが国は一九三六年の條約には加入しておりませんので、同條約の改正を規定した付属書第五項は、わが国に対して直接には効力を及ぼさないものであります。わが国は、すでにこの議定書によつて改正された條約上の義務を実施しておりまので、この議定書への加入の結果、特に法令の改正を行う必要はないのであります。

なお、本件付属書は全部で五項からなり、麻薬に関する諸條約、協定及び議定書中に出て来る字句について、主として國際連合の設立に伴つて必要となつた字句改正を規定しているものであります。また本件議定書は、國際連合の經濟社会理事会が作成した草案に總會が若干の修正を加えて、一九四六年十一月十九日採択したものであります。この議定書は同年十二月十一日にレータ・サクセスで署名のために開放され、本文は三十一箇箇が無條件の署名を行つたので、即日効力を生じたのであります。また付属書の五つの項は、それ／＼所要の数の当事国ができて効力を生じているのであります。

本條約案件は二月二十六日に本委員会に付託されましたので、本委員会は二月六日、十三日、二十日、二十七日にわたり慎重に審議を重ねました。その審議の内容につきましても、これを委員会議録に譲ることにはいたしません。政府当局に対する質疑の終了後、討論に移り、自由党の佐々木委員、改進黨の並木委員、社会党の戸叶委員、共産党の林委員よりそれぞれ賛成の意見が述べられて、討論を終結し、採決の結果は、本委員会は全会一致をもつて本案件を承認することに決定いたしました。

第七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(林國治君) 日程第七、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員会理事飯塚定輔君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。
第十二條第一項を次のように改める。
郵便貯金には、左の利率により、利子をつける。
一 通常郵便貯金
年三分九厘六毛
二 積立郵便貯金 年四分二厘
三 定額郵便貯金
預入の月の初日から拂もどし金の拂渡(拂もどし証書)を發行するときはその發行の日までの期間が二年をこえるとき 年六分
同期間が一年六箇月をこえ、二年以下であるとき 年五分四厘
同期間が一年をこえ、

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林國治君) ます日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(林國治君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。
次に日程第六につき採決いたしました。本案は委員長の報告の通り承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林國治君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長の報告の通り承認するに決しました。

一年六箇月以下であると
年四分八厘
同期間が一年以下であると
年四分二厘
第十二條第一項の次に次の二項を加える。
積立郵便貯金又は定額郵便貯金については第四十五條第一項但書又は第五十二條第一項但書の規定による貯金の拂渡をするときは、前項の規定にかかわらず、年三分の利率により、利子をつける。
第四十七條第一項中「百円以上千二百円以下(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下)」を「百円以上四千円以下」に、「百円未満(昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満)」を「百円未満」に改める。
第五十四條中「千円又は三千円を」を「千円、三千円、五千円又は一万円」に改める。
附則第三項及び第四項を削る。

附則
一 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
二 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。
三 郵便貯金法附則第三項の規定又は前項に規定する法律の附則第二項若しくは第三項の規定により従前の例によるものとされた郵便貯金でこの法律の施行の際に存するものは、この法律の施行の時に通常郵便貯金となつたものとみなす。
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔飯塚定輔君登壇〕
○議長(飯塚定輔君) たいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果について、きわめて簡単に御報告申し上げます。
御承知のごとく、郵便貯金の預け入れ総額制限額は、昭和二十二年以来そのまま位置きとなつております。また利率におきましても、現今一般の金利の上昇の勢に遅れ、著しく低いので、これを引上げる必要がありまして、今回この法律案を提出せられたのであります。

その改正の要点は、第一は預金額の増額であります。従来、郵便貯金の最高額は三万円と規定せられておりましたものを、これを十万円に引上げるこ

としましたのであります。さらに利率の点につきまして申し上げますと、通常郵便貯金におきましては、年利率二分七厘六毛であり、今回三分九厘六毛に引上げ、積立郵便貯金の利率は、年三分二厘二毛のものを四分二厘に引上げたのであります。最後に定額郵便貯金の利率は、これは預け入れ期間に従つて六段階にわけられておるのであります。これを整理いたしまして、従来の最低三分から最高四分に至る利率を、最低四分二厘から最高六分六厘に引上げたのであります。なお積立郵便貯金、定額郵便貯金は一定の期間を設け、その期間内に解約せらるることを防止するために、すべし期間内の拂い戻しに對しては、右の利率にもかかわらず、三分に引下げてこれを拂い戻すこととしておるのであります。なお積立郵便貯金の二回の預け入れ総額は従来千二百円でありましたものを、今回四千円に引上げ、定額郵便貯金におきましては、百円以上三千円まで六段階にわけられておりましたものを、さらに今回五千円と一萬円の高額の二つを加えることとしたのであります。

員から、また改進黨を代表して熊原委員から、いずれも原案賛成の御意見が述べられ、社会党の受田委員は、積立郵便貯金のすべし期間内における拂い戻しに對しても、三分と一厘半ではなく、將來當局においてこの点を十分考慮せらるべしという御意見が述べられて、原案に賛成せられたのであります。最後に共産党の田代委員が本案に對して反對の御意見を述べられましたが、その御意見は、零細なる貯蓄を中央に集めて、これを軍需産業に利用する一但し、われくが要求するところによつて提出せられた資料をこちらに述べればおわかりになります。が、公共事業、地方財政等に役立てるようその大部分は使われております。が、共産党の見方としては、これを軍需産業に使用するから反對であるといふ御意見でありました。なお利率の引上げに對しては、郵便貯金は、一口当りの口座に平均すると二千円内外の少額であるから、いくら利率を引上げても、零細なる貯蓄者に對しては何らの利益を與へるものではないといふ観点から、この法案に反對せられたのであります。

この法案は、二月十九日に本委員会に付託せられて以來、數回にわたつて審議をいたしました。去る二月二十七日、質疑を打ち切りました。討論に入り、自由党を代表して山本久雄委員から、また改進黨を代表して熊原委員から、いずれも原案賛成の御意見が述べられ、社会党の受田委員は、積立郵便貯金のすべし期間内における拂い戻しに對しても、三分と一厘半ではなく、將來當局においてこの点を十分考慮せらるべしという御意見が述べられて、原案に賛成せられたのであります。最後に共産党の田代委員が本案に對して反對の御意見を述べられましたが、その御意見は、零細なる貯蓄を中央に集めて、これを軍需産業に利用する一但し、われくが要求するところによつて提出せられた資料をこちらに述べればおわかりになります。が、公共事業、地方財政等に役立てるようその大部分は使われております。が、共産党の見方としては、これを軍需産業に使用するから反對であるといふ御意見でありました。なお利率の引上げに對しては、郵便貯金は、一口当りの口座に平均すると二千円内外の少額であるから、いくら利率を引上げても、零細なる貯蓄者に對しては何らの利益を與へるものではないといふ観点から、この法案に反對せられたのであります。

○議長(林國治君) 討論の通告があります。これを許します。田代文久君。(田代文久君登壇)

○田代文久君 私は、たゞいま上程されました郵便貯金法の一部改正に對する法律案に對して、日本共産党を代表いたしまして、反對の意を表するものであります。

われくは、本法案を審議するにあたりまして、過去七年前を想起する必要がある。すなわち、終戦直後あるいは戦争中、国家は國民の零細な資金を愛國の名においてかり集め、しかもこの多額な金額というものを一朝にして凍結せしめ、あるいは第一封鎖、第二封鎖といふような形によりまして、當時の物価の上昇にかかわらず、貨幣価値自身が非常に下落し、遂に零細なる國民貯金そのものが新聞紙にもひとしいことになり、しかもその金自体いふものの運動が大衆が引出すことができなかったという、この悲惨なる嚴然たる事実を、われくははつきり認識しなければならぬのであります。(拍手)

従つて、本法案が提出されておりますところの現在の情勢、時期、またこの法案が今後いかなる事態の中に効果を発し、また適用されようとしておるかといふことが重大なる問題になつて来るのであります。が、御承知の通り、現在全世界は、帝國主義者による競争の準備、再軍備に狂奔したておるのであります。當然日本国自体が、この

全世界の競争冒險の一環として、國際帝國主義の手先にさせられつつあるという事態におきましては、この法案の通過によりまして、またもや愛國貯金運動が展開される危険が多分にあるのであり、従つて、簡易保險を含めまして二千億円に余るという膨大な資金は、當然再軍備のために使われる危険が多々あることは、國民周知の事実であります。

すでに憲法に規定しておりますところの、飛行機、あるいはタンク、あるいはまた大砲といふようなものの生産に入つておることは、これもまた天下周知の事実であり、しかもこの膨大な資金は、地方から集められて、大蔵省の資金運用部の手に一手に握られ、ここに地方に還元して平和産業を復興し、あるいは民生の安定のために使用するといふ道がとざされておるのであります。たとへば、この資金運用部の資金の中にも、六百七十五億という膨大な二十七年度に對する繰越資金があるのでもありますが、委員会において、この使用内容は何であるかという質問に對しては、政府は何等明確なる答弁をいたさないのでもあります。これはまづたく再軍備のための膨大な資金であることは、はつきりいたしておるのであります。

しかもまた、この法案は、當然郵便勤勞者に對する労働強化となつて現われておるのであります。政府の答弁

によりまして、すでに軍に貯金関係だけでも四千人の首を切るということをはつきり申しておるのであり、しかも二十七年に對する、純粹に郵便貯金を集めることも目標といたしまして、昨年四百億であつたものが、本年におきましては六百二十億という、五割以上の多額な金をかき集めようとしたしておりますことは、いかに郵政省関係の勤勞者に對しては労働強化になるかといふことは、はつきりいなめない事実であります。

これを要するに、本法案は、戦時中の愛國貯金運動あるいは貯金運動といふものへ、急進に入る前提をなすものであり、すでに税金を取立てるといふ意味におきまして頭打ちしておる、その税金でとれない部分を、この法案によつて徹底的に勤勞大衆からかき集める、それを再軍備に使うといふことがねらわれておるのであり、國民大衆に對しては耐乏生活を強要しつつ、アメリカ、ウォール街の帝國主義者の準戦時体制、その金融財政政策へ日本が積極的に協力し、参加し、全國民の犠牲においてこれをなすといふ欺瞞法案であることは明確であります。

かかる意味におきまして、共産党は本案に断固反對するものであります。(拍手)

○議長(林國治君) これにて討論は終局いたしました。

昭和二十七年二月二十八日、衆議院會議第十六号、郵便貯金法の一部を改正する法律案

る命令に關する件に基く経済安定本部
關係諸命令の措置に關する法律案を議
題となし、この際委員長の報告を求
め、その審議を進められんことを望ま
す。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御
異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(林義治君) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く経済安定本部關係
諸命令の措置に關する法律案を議題と
いたします。委員長の報告を求めま
す。経済安定委員長前田正男君。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に關する件に基く経済安定本
部關係諸命令の措置に關する法律
案

ポツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に關する件に基く経済安
定本部關係諸命令の措置に關す
る法律

(外人の財産取得に關する政令
の一部改正)

第一條 外人の財産取得に關する
政令(昭和二十四年政令第五十一
号)の一部を次のように改正す
る。

第三條第一項第一号及び第二号
を次のように改める。

一 日本を国籍を有しない者
二 日本を国籍と日本以外の國
籍とを有する者。但し、この
政令の施行地に住所を有する
者を除く。

第三條第一項中「日本人又は日
本國の政府若しくは地方公共団
体」を「日本人、日本國の政府若し
くは地方公共団体又は第二十三條
の二の規定により外資委員会の指
定する外人に改め、日本人を
して」を「日本人又は第二十三條の
二の規定により外資委員会の指定
する外人をして」に改め、同項
第一号を削り、同項第二号を同項
第一号とし、同項第三号中「前二
号」を「前号」に改め、同号を同項
第二号とし、同項第四号を同項第
三号とし、同項第五号を削る。

第六條第四号中「社債の取得」
を削り、同條第五号を削り、同條
第六号中「連合團の占領期間中
において」を「昭和二十年九月二日以
後」に改め、同号を同條第五号と
し、同條第七号を同條第六号と
し、同條第八号中「(会社その他の
団体の株式若しくは持分又は利益
に對する権利に係る場合は、当該
会社その他の団体の財産)」を削
り、同号を同條第七号とし、同條

第九号を削り、同條第十号中「連
合團占領軍の實に屬すべき」を削
り、同号を同條第八号とする。
第七條中「日本人」を「日本人又
は第二十三條の二の規定により外
資委員会の指定する外人」に改
める。

第九條中「日本人又は日本國の
政府若しくは地方公共団体」を「日
本人、日本國の政府若しくは地方
公共団体又は第二十三條の二の規
定により外資委員会の指定する外
人に改め、同條第一号中「第三
條第一項第二号」を「第三條第一
項第一号に改め、同條第二号中「又
は第二号を削る。
第十九條第一項中「その取得が
会社その他の団体の株式若しくは
持分又は利益に對する権利に係る
場合は、当該会社その他の団体の
財産」を削る。

第二十條第一号中「一、外資委
員会の認可を受けないで、同項に
掲げる財産を取得し」を削る。
本則中第二十三條の次に次の一
條を加える。

第二十三條の二 この政令の規定
(第七條及びこれに係る罰則の
規定を除く。)は、外資委員会
の指定する外人については適
用しない。

(外國政府の不動産に關する権利
の取得に關する政令の一部改正)

第二條 外國政府の不動産に關する
権利の取得に關する政令(昭和二
十四年政令第三百十一号)の一部
を次のように改正する。
第七條第三項を削り、同條第四
項中「又は第二項」を「又は前項」
に改め、同項を同條第三項とする。
第八條第三号中「連合團占領軍
の實に屬すべき」を削る。
第八條の二第一項及び第二項中
「第七條第四項」を「第七條第三項」
に改める。

(命令の改正に伴う経過措置)
第三條 この法律施行前にした行為
に對する罰則の適用については、
なお従前の例による。
(將來存続すべき命令)

第四條 第一條及び第二條に規定す
る命令並びに左に掲げる命令は、
日本國との平和條約の最初の効力
發生の日以後も、法律としての効
力を有するものとする。
物価統制令(昭和二十一年勅令
第四百十八号)
地代家賃統制令(昭和二十一年
勅令第四百四十三号)

附則
この法律は、日本國との平和條約

の最初の効力發生の日から施行す
る。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く経済安定本部關
係諸命令の措置に關する法律案(内
閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○前田正男君(増補)
ポツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に關する件に基く経済安定本部
關係諸命令の措置に關する法律案につ
いて、委員会における審議の経過並び
に結果を御報告いたします。
本案の目的は、現行のポツダム命令
のうち、経済安定本部所管のもの存
続、改正及び廃止を規定せんとするも
ので、経済安定本部所管のポツダム命
令は、外人の財産取得に關する政
令、外國政府の不動産に關する権利
の取得に關する政令、物価統制令及び地
代家賃統制令の四件であります。こ
のうち外人の財産取得に關する政令
及び外國政府の不動産に關する権利の
取得に關する政令につきましては一部
改正の上存続し、物価統制令及び地代
家賃統制令はそのまま存続せしめるこ
ととしたのであります。
まず外人の財産取得に關する政令
及び外國政府の不動産に關する権利の

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く経済安定本部關係諸命令の措置に關する法律案

昭和二十七年二月二十八日 衆議院會議録第十六号 議長の報告

取得に関する政令について申し上げました。平和條約第十二條の規定により、わが國は、平和條約に調印し、批准した國の國民に対しては、財産取得等に関し日本國民と同様の待遇を與えなければならないことになつております。ところが、上記兩政令は、財産取得について外國人と日本人とを區別し、外國人または外國政府による不動産等の取得を制限しております。この平和條約第十二條と合致するよう、兩政令を一部改正の上存続することとし、昭和二十五年五月外資に関する法律制定に伴い削除すべき條項であつて、そのままになつてゐるものを一時的に削除する等、不要な條項を整備することとしたのであります。

次に外國政府の不動産に関する権利の取得に関する政令につきましては、前述の平和條約に調印し、批准した國及び中立國政府をこの政令の適用から除外する措置としましては、現在の第二條の規定で指定することにより目的を達せられますので、別段の改正はなく、ただ通商最惠司令部に関する條項を削除するための小部分の改正を施すことにとどめたのであります。

次に物価統制令及び地代家賃統制令について申し上げます。まず物価統制令につきましては、物価統制は若干の重要品目を除き大幅に撤廃せられたのであります。なお現下の經濟情勢よりいたしまして、これを存続せしめることが必要であります。地代家賃統制令につきましても、現下の逼迫した住宅事情よりいたしまして、地代及び家賃は依然として統制する必要があるとす。なお阿政令は、ともに現行のままです。且下のところ実施上不備な点がないので、内容を改正せずして、そのまま存続せしめることにしたのであります。

本会を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(林護治君) 起立多数。よつて本会を委員長報告の通り可決いたしました。
本日ほこれにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

出席國務大臣
法務總裁 木村篤太郎君
大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 天野 貞祐君
通商産業大臣 高橋龍太郎君
運輸大臣 村上 義一君
郵政大臣 佐藤 榮作君
電氣通信大臣 田中 角榮君
房務大臣 吉武 惠市君
建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君
國務大臣 岡野 清榮君
國務大臣 岡崎 勝男君
國務大臣 周東 英雄君
國務大臣 山崎 猛君
出席政府委員
内閣官房長官 保利 茂君
電波監理委員 網島 毅君
員會委員長 河崎 一郎君
總理府事務官 石原幹市郎君
外務政務次官 野原 正勝君
陸軍政務次官 野原 正勝君

郵政政務次官 寺本 齊君
朗読を省略した報告
一、昨二十七日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
日本専売公 久米 武文
社監理官
一、昨二十七日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
人事委員 中西伊之助君
外務委員 樋貝 詮三君
厚生委員 中川 俊思君
郵政委員 小野 崇君
電氣通信委員 椎熊 三郎君
手算委員 佐藤 親弘君
黒澤富次郎君
田中 角榮君
決算委員 小坂善太郎君
松井 政吉君
因書館運営委員 井之口政雄君
一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
人事委員 井之口政雄君
外務委員 中川 俊思君
厚生委員 樋貝 詮三君
郵政委員 椎熊 三郎君
電氣通信委員 小野 崇君
手算委員 北澤 直吉君
小川原政信君
小坂善太郎君
田中 角榮君
田万 廣文君
一、因書館運営委員 中西伊之助君
一、昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。
岡崎國務大臣不信任決議案(笹森順造君外百二十名提出)
岡崎國務大臣不信任決議案(井之口政雄君外二十二名提出)
一、昨二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
昭和二十五年年度一般会計予備費使用總調書(その一)
昭和二十五年年度特別会計予備費使用總調書(その二)
昭和二十五年年度特別会計予備費使用總調書(その三)
昭和二十六年年度特別会計予備費使用總調書(その一)
昭和二十六年年度特別会計予備費使用總調書(その二)
昭和二十六年年度特別会計予備費使用總調書(その三)
一、昨二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
笹森順造君外百二十名
岡崎國務大臣不信任決議案
岡崎國務大臣不信任決議案
井之口政雄君外二十二名

一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一五号)

人事委員会 付託

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一三号)

郵政委員会 付託

昭和二十五年年度一般会計下備費使用総調書(その2)

昭和二十五年年度特別会計下備費使用総調書(その2)

昭和二十五年年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年年度特別会計予算補正(特第一号)總則第四條に基

く使用総調書
昭和二十六年年度一般会計下備費使用総調書(その1)

昭和二十六年年度特別会計下備費使用総調書(その1)

昭和二十六年年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書

決算委員会 付託

一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十七年年度一般会計予算

昭和二十七年年度特別会計予算

昭和二十七年年度政府関係機関予算

昭和二十七年三月二十八日 衆議院會議録第六号 議長の報告